

○ 税務署からのお知らせ

国税に関するご質問・ご相談は、

電話相談センター

をご利用ください。

① 税務署の代表電話番号へお電話ください。

② 自動音声案内が流れますので、ダイヤル又はプッシュボタンで「1」番を選択してください。(注)

③ 相談内容の番号を選択してください。

- 「1」… 所得税
- 「2」… 相続税・贈与税・譲渡所得
- 「3」… 法人税・源泉所得税
- 「4」… 消費税・印紙税
- 「5」… その他のご相談

電話相談センター

- ・ 相談時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時までです。(休日を除く)
- ・ 通話料金は、おかけになった税務署までの料金で利用できません。
- ・ 面接による相談は行っておりません。

(注) 次のご用件の方は、税務署におつなぎしますので、「2」番を選択してください。

- ・ 国税の納付相談の方
 - ・ 具体的・個別的なご相談の方 (面接相談)
 - ・ 税務署にご用の方
- ※ 面接による相談をご希望の方は、事前に、面接日時等を予約していただき、税務署でご相談いただくこととなります。
- ※ 予約の際には、お名前、ご住所、ご相談の内容等をお伺いします。

お知らせ いの町多子世帯保育料等軽減補助金のお知らせ

町では子育て支援として、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、保護者の保育料や幼稚園授業料に対して助成する制度を実施しています。この制度は平成22年4月分の保育料等にさかのぼって適用になりますので該当する世帯の方は申請してください。

補助対象

いの町に住所を有し、18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降で、町外の幼稚園又は届出認可外保育施設へ通所する3歳未満(※)の児童がいる世帯

※ 年齢は平成22年4月1日現在です。

補助金額

・ 幼稚園授業料 (上限・月額25,000円)

・ 届出認可外保育施設保育料 (上限・月額50,000円)

申請期限

平成23年1月28日(金)

※ 申請用紙は学校教育課にあります。なお、申請手続きの詳細については、お問い合わせください。

申請・問い合わせ
学校教育課

☎ 893-1922

お知らせ 内閣総理大臣名の書状を贈呈します

請求期限は、平成23年3月31日です

先の大戦において、外地等(事変地の区域又は戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、そのご苦労に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

請求書はほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)、吾北総合支所ほけん福祉課又は本川総合支所ほけん福祉課に置いてあります。

ご本人又はご家族の方からのご連絡をお待ちしております。

問い合わせ

東京都千代田区霞が関 2-1-2
総務省大臣官房管理室
業務担当

☎ 03-5253-5182
FAX 03-5253-5190



お礼

加茂山に親しむ会様から、加茂山で採れた梅で作った梅干しをたくさんいただきました。



「河川一斉清掃」
ご協力ありがとうございました

国土交通省は、毎年7月を河川愛護月間と定め、良好な河川環境をつくるための行事を行っています。本年も、河川愛護月間の行事として、7月4日に仁淀川・宇治川の一斉清掃を実施しました。

当日は、各種団体のご協力のもと、仁淀川5会場(八田・伊野・波川・鎌田・加田)で167名、宇治川9会場(江尻橋・天神橋・沖田橋・是友橋・県住入口・枝川橋・北浦橋・小田橋・八代公民館)で223名の皆様に参加していただきました。

紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。